

〔郵便請求用〕 住民票の写し等交付申請書

1 請求するあなたの住所・氏名・日中の連絡先を記入してください。

住所	都 道 府 県
氏 名	印
	日中の連絡先 電話番号
	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯電話

2 請求する証明書の住所・世帯主・使いみちを記入してください(1と同じ場合も必ず記入)。

住所	都 道 府 県
世帯主	
使いみち	(例)父〇〇の相続登記で△△法務局に提出するため。 (例)△△銀行の預金口座の開設手続きのため。

3 請求する証明書の世帯主から見たあなたの続柄を選択してください。

<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 同一世帯員	<input type="checkbox"/> その他 ()
-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	---

※「その他」の場合、請求権限のある人(本人または同一世帯員)からの委任状、または正当な請求理由を示す疎明資料が必要です。

4 請求する証明書の通数を記入してください(参考として富士市の手数料を記載)。

①	住民票の写し	世帯全員(謄本)	1通	300円	通
		世帯一部(抄本) 必要な人()	1通	300円	通
		除票 必要な人()	1通	300円	通
②	住民票記載事項証明書	世帯全員(謄本)	1通	350円	通
		世帯一部(抄本) 必要な人()	1通	350円	通
③	その他の証明()		1通	円	通

5 請求する証明書の記載事項を選択してください。

本籍・筆頭者	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない	住民票コード及びマイナンバーは、法令により 利用目的が限られているため、記載する場合は 「2 使いみち」欄の記入が必要です。
世帯主・続柄	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない	
住民票コード	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない	
個人番号(マイナンバー)	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない	

6 記載してほしい内容を具体的に記入してください。

(例)父〇〇の死亡の記載があるもの。	(例)〇〇市△△番地から〇〇市□□番地までの住所がつながるもの。
--------------------	----------------------------------

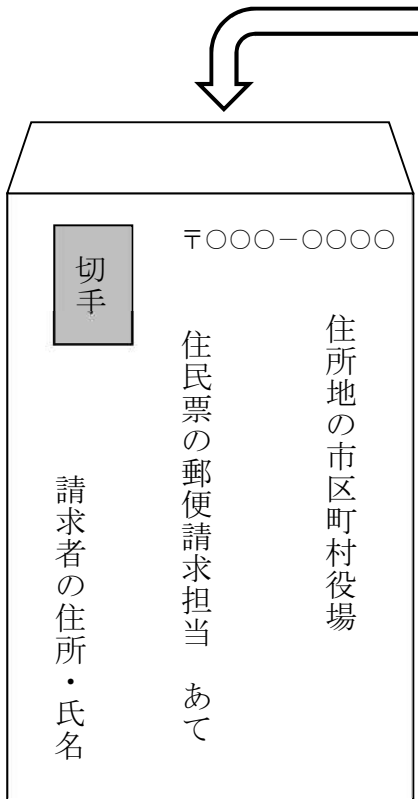
※住民票には5年以上前の内容は記載できません(前住所を除く)。

裏面の注意事項を必ずご確認ください。

郵便での住民票の写し等の請求方法について

令和4年2月3日更新

下記の必要書類を封筒に入れ、住所地の市区町村役場の「住民票の郵便請求担当」に請求してください。



① 「申請書」(この用紙です)

裏面の「[郵便請求用]住民票の写し等交付申請書」に必要事項を記入してください。

② 「手数料」

郵便局で手数料と同額の「定額小為替」をお求めください(郵便切手・収入印紙等ではお支払いできません)。

③ 「返送用の封筒・切手」

請求者の郵便番号・住所・氏名を記入してください。返送先住所は、原則的に申請者の住民登録地(住民票上の住所)になります。

住民登録地以外の住所への返送は、やむを得ない理由がある場合に限られるため、希望する場合は事前にお問い合わせください。

お急ぎの場合は、速達料金分(通常料金+260円)の切手を貼ってください。

④ 「本人確認書類の写し」

運転免許証、マイナンバーカード(通知カードは不可)、保険証等、返送先住所が確認できる本人確認書類の写しを同封してください。

※現住所が裏面に記載されている場合は、両面ともコピーしてください。

⑤ 「その他の確認資料」

・委任状…請求権限のある人の代理人として請求する場合

・疎明資料…本人、同一世帯員以外の第三者が請求する場合

※資料の返却を希望される場合、該当資料にその旨を明記してください。

<富士市役所の宛先>

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市役所市民課(証明担当)宛

0545-55-2747(直通)

(注意)

・市区町村によって手数料や必要書類が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

・不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます(住民基本台帳法第47条2項)。

(お願い)

郵便で請求する場合は、郵送や事務処理に日数がかかるため、余裕をもって請求してください。